

夏休み前にスマホルールの確認を！

～家庭のスマホルールについて、お子様と話し合ってみませんか～

県内の多くの学校で、間もなく夏休みが始まります。授業がなくなり自由時間が増えると、いつも以上にスマホに手が伸びてしまい、宿題など夏休みにするべきことができなかったり、生活習慣が乱れることも心配されます。

これを機会に、もう一度家庭でのスマホルールを話し合ってみませんか。

◆ルールの設定例

ア 使用する時間のルール

<例>

- ・ゲームとネットを合わせて、使っていいのは1日1時間までとします。
- ・夜9時以降は使いません。

※学期中とは異なり、夏休み中は日中のスマホ使用が可能となるので、時間設定はお子様とよく話し合しましょう。



イ 使用する場所のルール

<例>

- ・家の中ではリビングで使い、自分の部屋には持って行きません。
- ・夜はリビングで充電します。

※家庭内の使用場所や夜間の保管（充電）場所。特に夜間は、自室ではない場所に置くようにする方が使用時間を守る上でも良いかもしれません。

ウ お金についてのルール

<例>

- ・ネットで買い物やお金のやり取りをする時は、保護者の許可を得ます。
- ・ゲームへの課金はしません。
- ・ゲームへの課金は、上限〇〇円までとします。

※買い物やゲーム等への課金を認める／認めない、もし認めるのなら、上限額や購入前の保護者の了解は必須



エ 利用マナーやモラルについてのルール

<例>

- ・公共の場で利用する時は、ルールやマナーを守ります。
- ・食事中には使用しません。歩きスマホはしません。
- ・自分や友だちの個人情報（名前・住所・学校名など）や写真は公開しません。
- ・自分が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送りません。

オ 犯罪などに巻き込まれないためのルール

<例>

- メールや SNS は実際に会ったことのある友だちだけにします。
- 他人に ID やパスワードは絶対に教えません。
- 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに保護者に相談します。
- フィルタリングを勝手に解除しません



カ ルールを守らなかったときのルール

<例>

- ルールを破ったときは、保護者が3日間預かります。

子どもと一緒にルールを考える

保護者からの一方的な、押し付けのルールではなく、**お子様と一緒に話し合い、考え、ルールを決めることが大切**です。□約束だけではなく、お子様自身にルール表を書かせ、リビングなど見えるところに貼っておくなど、「**自分で決めたルール**」という意識付けができると、さらに効果的です。

もしトラブルに巻き込まれたら…

<相談窓口>

□いじめ問題などの相談窓口（児童生徒／保護者対象）

文部科学省 24時間子供 SOS ダイアル **0120-0-78310**（受付時間：24 時間）

□インターネット上の誹謗中傷、無断掲載などの相談窓口

法務局・地方法務局 子どもの人権 110 番 **0120-007-110**

（受付時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）



□生活の安全や不安に関する相談窓口（児童生徒／保護者対象）

最寄りの警察署または警察相談専用電話 **#9110**

福井県警察の少年相談窓口（ヤングテレホン **0120-783-214、0776-24-4970**）

（受付時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

□チャイルドライン（18 歳以下の青少年対象の相談窓口）

<http://www.childline.or.jp>

0120-99-7777（受付時間：毎週月曜日～土曜日／午後 4 時～午後 9 時）

□買い物などでお金についてのトラブル

消費者庁 消費者ホットライン **188**

<参考>・内閣府「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」

http://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/h29/pdf/leaf-print.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 角田

☎:0776-20-0745（直通） メール：kenan@pref.fukui.lg.jp

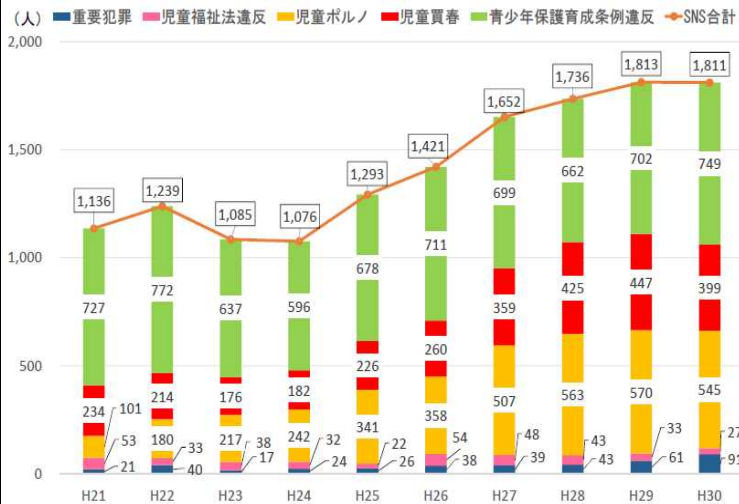
平成30年における子供の性被害の状況

～「STOP！子供の性被害」警察庁統計資料より～

1 被害児童数の推移

- SNSがきっかけとなった事犯の被害児童数は1,811人で、近年増加傾向にありましたが、前年比で横ばいとなりました。
- 内訳は、みだらな性行為やわいせつな行為をされる青少年保護育成条例違反が多く、次に自画撮り被害などを含む児童ポルノ事犯が多くなっています。

SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移(全国)



・コミュニティサイトで知り合った人と実際に会い、児童買春や児童ポルノ等の犯罪被害に遭うケースが増えています。

・たとえ、ネット上で意気投合し仲良くなっても、実際に会うのは危険です。

・ネット上で知り合った見知らぬ相手とは会わないようにしましょう。

2 被害児童のフィルタリングの利用状況

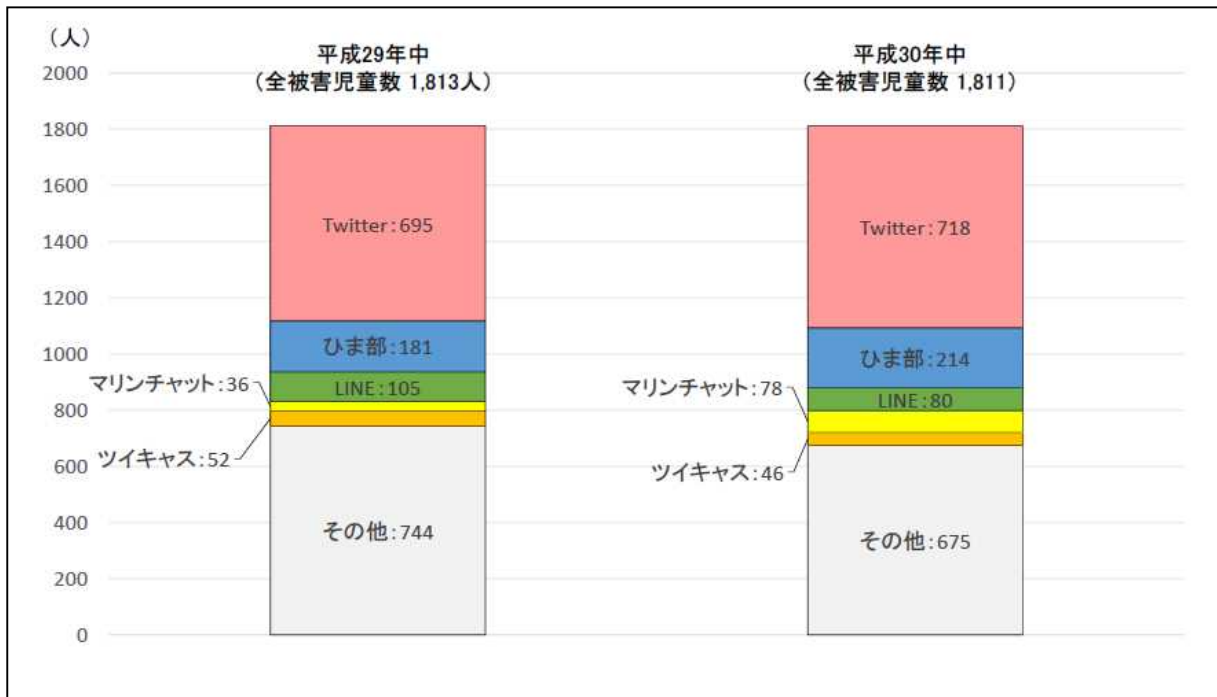
- 被害児童のうち、約9割がフィルタリングを利用していなかったと回答しています。(フィルタリングの利用の有無が判明している児童)
- 被害児童のフィルタリングの利用状況は依然として低く、平成29年と比べても横ばいです。

【フィルタリングの利用状況】有無



3 被害児童数が多いサイト

- 「Twitter」に起因する被害児童が約4割となっています。
次いで「ひま部」が多くなっています。



- ・ 「Twitter」では、援助交際を募るような不適切な書き込みをし、児童買春等の被害に遭うケースが多く見られます。
- ・ ひま部では、見知らぬユーザー同士が軽い気持ちで自由につながり、それがきっかけとなり、児童買春等の被害に繋がるケースが見られます。
- ・ 援助交際や、異性との出会い目的でのSNS利用は絶対にやめましょう。

★被害に遭わないために

- ① 相手が誰であっても、絶対に他人に見せたくない画像を撮らせたり、送信しないようにしましょう。
- ② アプリの中には、携帯電話のデータを抜き取り、相手に送信されるなどの不正なものがあるので、不審なURLには十分注意しましょう。

万が一、このようなトラブルや犯罪被害に遭ってしまったら、被害を拡大させないために、恥ずかしがらずに、すぐに警察に相談してください。

<参考>警察庁「STOP! 子供の性被害」統計資料

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/measures/statistics.html

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745 (直通) メール: kenan@pref.fukui.lg.jp

お子様がどのような使い方をしているかご存知ですか？

～「平成30年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」より～

内閣府が3月に発表した「平成30年度 青少年*のインターネット利用環境実態調査」の内容を簡単にまとめて、お伝えいたします。

*青少年…満10歳～満17歳

1 青少年のインターネット利用率は 93.2%

青少年の 93.2% (小学生：85.6%、中学生：95.1%、高校生：99.0%) がインターネットを利用しており、昨年度 (89.4%) より約4ポイント上昇しています。

2 青少年が最もインターネットを利用している機器はスマートフォン (67.4%)

インターネットの利用機器はスマートフォンが 67.4% でトップ、以下、携帯ゲーム機 (32.5%)、タブレット (32.4%)、ノートパソコン (18.4%) が上位となっています。



※インターネットに接続できる機器は身近にいろいろとあります。SNS や掲示板、ゲームやアプリでの課金など、保護者が気付いていない使い方をお子様はしていませんか？

3 青少年のインターネット利用時間は、1日約2時間半 (168.5分)

1日の平均利用時間は 168.5分 (小学生：118.2分、中学生：163.9分、高校生：217.2分) で、前年度 (159.3分) と比べて約9分増加しています。特に小学生は、前年度 (97.3分) と比べると約21分増加しています。



また、利用内容について、特に高いものは以下の通りになります。

小学生 ①ゲーム…81.5%、 ②動画視聴…66.1%、 ③コミュニケーション…36.0%

中学生 ①動画視聴…80.9%、 ②ゲーム…74.1%、 ③コミュニケーション…68.2%

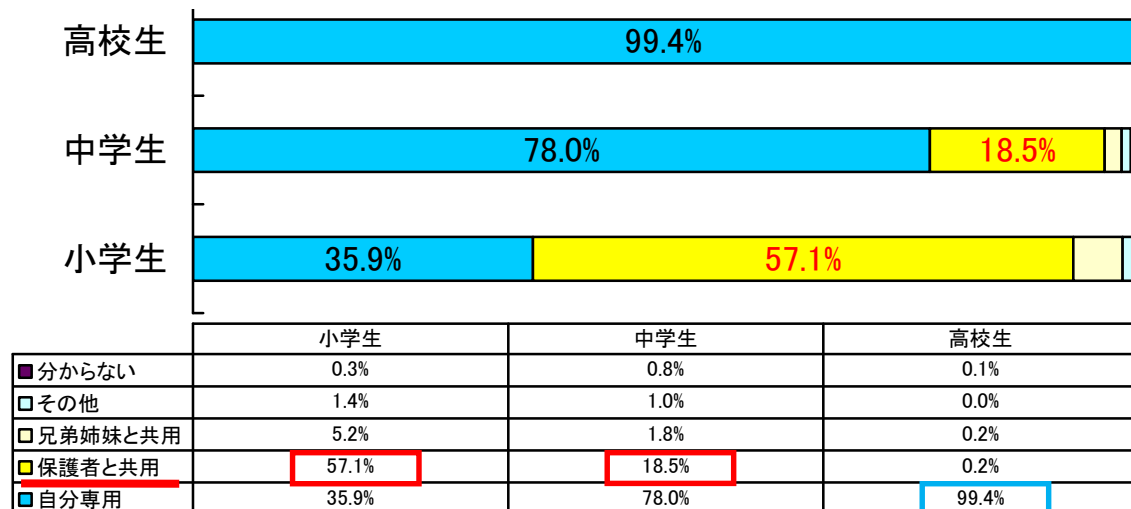
高校生 ①コミュニケーション…89.7%、 ②動画視聴…87.4%、 ③音楽視聴…80.6%

「コミュニケーション」(メールやメッセージ、SNSなど) は、小学生では 36.0% ですが、中学生では 68.2% と一気に増加、さらに高校生では 89.7% に達します。

◎今回の調査から、インターネット接続機器が「**自分専用のものか、保護者などと共用で使っているものか**」という設問が新たに加われました。

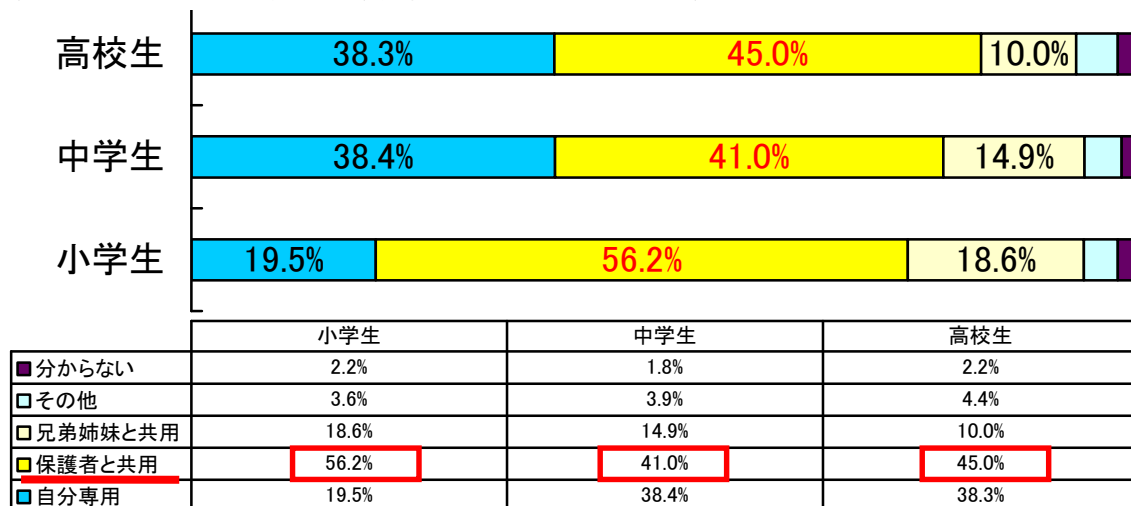
【インターネット利用機器の専用・共用状態（スマートフォン）】

（スマートフォンでインターネットを利用すると回答したものの内訳）



【インターネット利用機器の専用・共用状態（タブレット）】

（タブレットでインターネットを利用すると回答したものの内訳）



スマホについては、ほぼ全ての高校生が自分専用のスマホを用いているのに対して、中学生では5人に1人、小学生では半数以上が保護者と共用のスマホを用いてインターネットを利用している状況が明らかになりました。また、タブレットについては、小・中・高校生のいずれも約半数は保護者と共用のタブレットを利用している状況でした。

このため、お子様に保護者のスマホやタブレットを使わせる場合は、ネットの閲覧履歴やアプリの使用履歴を確認したり、保護者の端末にもフィルタリング機能を設定するなど、保護者がお子様の使用を管理するとともに、何のためにインターネットが必要なのか、どのように使うのかなどを話し合っ、適切なインターネットの利用を促しましょう。



<出典>・内閣府「平成30年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」

https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h30/net-jittai/pdf/kekka_gaiyo.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】 福井県安全環境部県民安全課 角田

☎:0776-20-0745（直通） メール：h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp